

湖北中青葉会規則

第1章 総則

第1条 この会は、湖北中生徒会会員をもって組織し、「湖北中学校青葉会」と呼ぶ。

第2章 目的

第2条 この会は、会員一人ひとりの積極的な活動を通して、自治的で楽しい学校づくりを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、先生の指導と援助によって、次のことを行う。

- 1・文化、体育ならびに福祉面などの諸活動により、校内外における生活を楽しく豊かにする。
- 2・学校生活を規律あるものにする。
- 3・その他、青葉会目的達成に必要なことを速やかに遂行する。

第3章 機関

第4条 この会には次の機関を置く。

- 1・議決機関…青葉会総会、全校学級委員会、学年生徒総会
- 2・活動機関…本部会、執行部会、各委員会、学年学級委員会、学年委員会、学年班長会、学級会、部活動部長会(キャプテン会)、字長会
- 3・臨時機関…選挙管理委員会、専門委員会
- 4・特別機関…会計監査委員

第4章 役員

第5条 この会は次の役員を置く。

- ・会長1名、副会長2名(男女各1名)、書記3名、会計2名、各委員長1名、各副委員長1～2名、以上執行部
- ・部活動部長会長(キャプテン会代表)1名、字長会長1名、会計監査委員2名

第6条 青葉会正副会長は、第8条の規定により、全会員の総選挙によって決定し、学校長が認証する。会計・書記・各委員長・副委員長・部活動部長会会長(キャプテン会代表)・字長会長は会長が指名し、会計・書記・各委員長・副委員長については学校長が承認する。

第7条 第5条の役員のほか、必要ある場合は選挙管理委員ならびに専門委員を置くことができる。

第8条 ・会長は会の代表者であり、会務執行の責任者である。

- ・副会長は会長を助け、会長不在の場合は、これを代行する。
- ・書記は会長の指定する事務や議事録を作成し、本部会・執行部会・全校学級委員会などの議事にあたる。
- ・会計は会の会計事務に携わり、その他書記を補佐する。
- ・委員長は委員会をまとめ、各委員会活動の運営にあたる。
- ・副委員長は委員長を助け、委員長不在の場合はこれを代行する。

第9条 会長・副会長・書記・会計・各委員長・副委員長の任期は1年とし、重任を認めない。

第5章

第10条 青葉会総会

- 1・総会は青葉会最高の議決機関であり、全会員をもって構成し、会長の招集により年に1回開く。ただし、全校学級委員会で必要と認められた場合は、臨時に開くことができる。
- 2・総会では次のことを審議決定する。
 - ① 青葉会の年間計画。
 - ② 予算と決算。
 - ③ 会則の改正。
 - ④ その他必要なことがら。
- 3・総会には学級委員が学級としての意見を代表して発言する。ただし、会員の発言は制限しない。

第11条 全校学級委員会

- 1・全校学級委員会は総会につぐ議決機関であり、各学級より選出された学級委員(男女各1名)と執行部員をもって構成し、毎月1回開く。ただし、必要ある場合は、臨時に開くことができる。
- 2・学級委員の任期は半年間(4月～9月、10月～3月)とする。
- 3・この会の議決権は学級委員のみとする。
- 4・この会は次のことがらを審議する。
 - ① 青葉会行事に関すること。
 - ② 各学級からの提案事項に関すること。
 - ③ その他、青葉会運営上必要なこと。

第12条 本部会

- 1・本部会は会長、副会長、書記、会計で構成し、必要に応じて会長が招集する。
- 2・この会は青葉会活動発展のために執行部を代表し、諸機関への提案、協力などを行う。

第13条 執行部会

- 1・この会は、会長・副会長・書記・会計・各委員長・副委員長をもって構成し、会長・副会長・各委員長の要求により、会長が随時招集する。ただし、この規定にかかわらず、会長は必要に応じて他の者の参会を求めることができる。
- 2・執行部会は次のことを行う。
 - ① 総会・全校学級委員会・各委員会に提出する議案の作成。
 - ② 総会で議決されたことがらの執行。
 - ③ 行事計画の立案。
 - ④ その他必要なこと。

第14条 委員会

青葉会には次の委員会を置き、各学級より選出された男女各1名の委員をもって構成する。なお、任期は半年間(4月～9月、10月～3月)とする。

- | | |
|----------|---|
| ◎生活委員会 | 校内における日常生活を規律あるものにするための取り組みを企画、実践する。 |
| ◎文化委員会 | 文化祭を中心に、青葉会の文化質を高めるための取り組みを企画したり、学校図書館運営への協力をしたりする。 |
| ◎報道委員会 | 青葉会に関するニュースや、生活上の必要事項を新聞や放送によって伝達したり、音楽放送により全会員が充実した豊かな生活ができるように取り組む。 |
| ◎保健安全委員会 | 校内においては毎日の健康監察や衛生管理、保健だよりの発行などの活動をする。また、交通マナーなど郊外生活の安全を図るための活動も行う。 |
| ◎体育委員会 | 校内陸上競技大会、秋季体育大会、球技大会などの体育的行事の企画運営などの活動をする。また、学級ボールの管理を行う。 |

- ◎整美委員会 清掃活動の充実を図るための取り組みをしたり、校具教具の修理、教室や廊下の装飾などの活動をする。
- ◎厚生委員会 ベルマーク収集、発送募金に関する活動などをする。

第15条 学級会(学級総会)

- 1.この会は学級の全生徒によって構成され、学級生徒の要求や学級委員が必要と認めるとき学級委員が招集する。
- 2.この会は次のことを行う。
 - ①学級の自治に関すること。
 - ②総会、全校学級委員会に提出する議案の作成。
 - ③その他必要なことがら。

第16条 部活動部長会(キャプテン会)

- 1.この会はクラブ・部活動の部長(キャプテン)をもって構成する。
- 2.この会はクラブ・部活動がより自主的に、しかもはじめある取り組みになるよう申し合わせ事項を決めたり、それを実践したりする。

第17条 字長会

- 1.この会は字長をもって構成する。
- 2.この会は地域活動(廃品回収・清掃活動)、通学上の安全を図るなどの諸活動を行う。

第18条 選挙管理委員会

- 1.この会は各種選挙の告示と期間を決定し、その執行にあたる。
- 2.この会は後期の学級委員会において各学年2名計6名を選出し、委員の互選によって委員長を決定する。

第19条 専門委員会

- 1.この会は会員中から必要と認める人物を、総会または全校学級委員会の承認を得たのち、会長が指名して成立する
- 2.臨時的な事業を執行するに当たっては、専門委員会がそれにあたる。
- 3.任期は特別な事業が終了するまでとする。構成人員はそのつど全校学級委員会において決定する。

第20条 会計監査委員

- 1.この委員は会計の監査を行う。
- 2.この委員は学校学級委員会の承認を得たのち2名の委員を会長が指名する。なお任期は1年間とする。

第6章

第21条 この会の会計は、会員の拠出金およびその他の補助金、地域活動費をもって経理する。会員の拠出金は半年間で400円とし、4月と10月に徴収する。

第22条 会計予算は生徒総会の決議を得なければならない。決算報告は会計監査を受けたのち、総会または全校学級委員会で承認を得るものとする。

第7章 会議

第23条 この会の各機関の会議は、構成人員の2/3以上の出席者で成立し、出席者の過半数の同意によって決定する。賛否同数の場合は議長に権限がある。

第8章 選挙規定

第24条 正副会長の立候補者は、会員20名以上の推薦者を得て、選挙管理委員会に届けなければならない。

第25条 立候補者の届け出は選挙告示後1週間以内とする。

第26条 選挙の執行に関することについては、選挙管理委員会で決定する。

第27条 選挙管理委員会は投票日より10日以前にその選挙に関する告示をし、次の細則を明らかにする。

1・ポスターは委員会所定の用紙を用い、枚数は5枚以内とする。書式は自由だが色は3色以内とする。

2・その他に白画用紙5枚と白模造紙2枚を支給するので工夫して使用してもよい。

3・委員会の定める日時により、応援演説と立会演説を行う。

4・その他必要なことから。

第9章 改正および解職請求

第28条 本規約の改正は、全校学級委員会の2/3以上の賛成によって発議し、青葉会総会または全校学級委員会の過半数の同意によって成立する。

第29条 役員解散請求は、会員1/3以上の署名で発議し、生徒総会で過半数の同意があった場合に成立する。

第30条 委員会の委員の解散請求は、その委員会の1/3以上の署名で発議し、全校学級委員会の過半数の同意によって成立する。

第10章 附則

第31条 役員は担当の先生に、青葉会に関する全ての連絡をとり、指導を求める。

第32条 本会が決議したことは、学校長の承認の上で実行する。

第33条 この会の運営に必要な細則を別に定めることがある。

第34条 この規則は、昭和23年9月13日より実施する。

第35条 この規約は、一部改正、昭和58年4月1日より実施する。

第36条 この規約は、一部改正、平成元年1月1日より実施する。

第37条 この規約は、大幅改正、平成5年4月1日より実施する。